

高松市消防同意等事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月8日

高松市消防局長 多田武玄

高松市消防局規程第1号

高松市消防同意等事務処理規程の一部を改正する規程

高松市消防同意等事務処理規程（令和5年高松市消防局規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（確認申請書の受付）</p> <p>第3条 確認申請書の受付は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日の<u>午前9時から午後4時30分までの間</u>において行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（確認申請書の受付）</p> <p>第3条 確認申請書の受付は、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日の<u>午前8時30分から午後5時までの間</u>において行うものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規程は、令和9年1月1日から施行する。